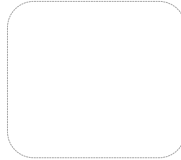


# 乗用車歓迎キャンペーン商品券 交付申請書

私は、平成30年度乗用車歓迎キャンペーン対象者で、別紙「乗用車歓迎キャンペーン商品券利用制約」に同意しましたので、商品券の交付を受けたく次の通り申請します。  
(※観光案内所へ申請する際、フェリー車両航送券(往路分)をお手元にご用意下さい。)

申請者記入欄	
来島年月日・氏名等をご記入下さい。	
来島年月日	往路 平成 年 月 日 せたな江差 時 分
	復路 平成 年 月 日 せたな江差 時 分
氏名 (同乗者のお名前も記入下さい)	代表者 同乗者
	同乗者 同乗者
住所	
電話	
人数	大人 名、小人 名 ※乳幼児は除く
旅行日程	全体 泊 日 (奥尻島内 泊 日)
車両についてご記入下さい。	
車両No	
車長	m cm
利用宿泊施設についてご記入下さい。	
宿泊施設名	
《事務処理欄》※この欄は記入不要です。	
商品券No	宿泊確認
日付 / 担当者印	

宿泊施設記入欄	
奥尻島内で利用した全ての宿泊施設に本書を提示し、記入・押印を受けて下さい	
宿泊施設①	当館に宿泊したことを証明します。 平成 年 月 日
宿泊施設名	大人 人 小人 人 泊
宿泊施設②	当館に宿泊したことを証明します。 平成 年 月 日
宿泊施設名	大人 人 小人 人 泊
宿泊施設③	当館に宿泊したことを証明します。 平成 年 月 日
宿泊施設名	大人 人 小人 人 泊
《事務処理欄》※この欄は記入不要です。	
 フェリー車両車両航送券 貼付 (往路分のみ)	

【利用の流れ】

- ①申請者は島内で利用した宿泊施設で、署名、押印を受けて下さい。(宿泊施設の署名・押印がないと不備とみなします。)
- ②ハートランドフェリー(株)奥尻支店窓口において、帰りの乗船手続きの際、必要事項を記入した本書を提出してください。

**※申請書は記入漏れの無いようご注意ください。また、虚偽記載が発覚した場合は不正行為として交付済み商品券の額面をお客様へ請求させていただきます。**

記入例

乗用車歓迎キャンペーン商品券 交付申請書

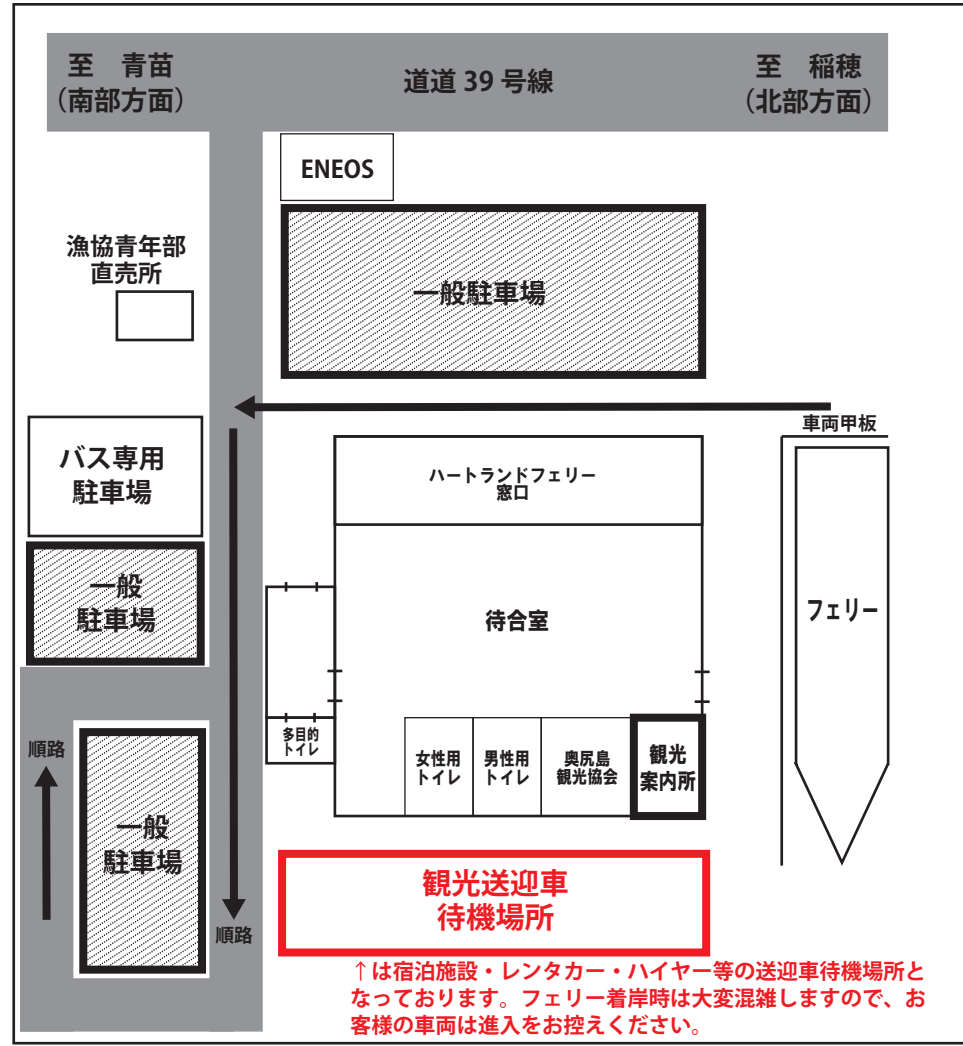
私は、平成30年6月2日、奥尻島観光協会に別紙「乗用車歓迎キャンペーン商品券利用規約」に同意しましたので、商品券の交付を受けた次の通り申請し、下の太枠内を漏れなくご記入下さい。別紙「乗用車歓迎キャンペーン商品券利用規約」に同意しましたので、商品券の交付を受けた次の通り申請し、下の太枠内を漏れなくご記入下さい。 ※観光案内所へ申請する際、フェリー車両航走券(往路分)をお手元にご用意下さい。

申請者記入欄		宿泊施設記入欄	
来島年月日・氏名等をご記入下さい。		利用したすべての宿泊施設で提示し、宿の署名と押印をしてもらってください。署名及び押印がない場合は不正利用と見なされます。	
来島年月日	往路 平成 30年 6月 2日 14時 00分	奥尻島内で利用した宿泊施設①	日
	復路 平成 30年 6月 3日 15時 55分	宿泊施設名	日
氏名	代表者 奥尻 太郎 同乗者 奥尻 うに子	お客様の情報必ずご記入下さい。5人目以降の同乗者のお名前は記入不要。記入漏れは無効となります。乳幼児は人数に含み	大人 人 小人 人
住所	北海道〇〇市××町△△番〇〇号	旅館 奥尻	平成 年 月 日
電話	〇〇〇-〇〇〇-×××	民宿 うにまる	大人 人 小人 人
人数	大人 2名、小人 1名	当館に宿泊したことを証明します。	平成 年 月 日
旅行日程	全体 4泊 5日 (奥尻島内 2泊 3日)	宿泊施設②	大人 人 小人 人
車両についてご記入下さい。	車種No. 函館〇〇〇 あ ××××	当館に宿泊したことを証明します。	平成 年 月 日
車長	3 m 70 cm	処理欄) ※この欄は記入不要です。	大人 人 小人 人
利用宿泊施設についてご記入下さい。	宿泊施設名 旅館 奥尻	必ずフェリーの自動車航走券(往路分)を添えて観光案内所に提示してください。航走券が無い場合は無効となります。	フェリー車両航走券貼付(往路分のみ)
商品券No.			
日付			

【利用の流れ】  
 ①申請者は島内で利用した宿泊施設で、署名、押印を受けて下さい。(宿泊施設の署名・押印がないと不備とみなします。)  
 ②ハートランドフェリー船奥尻支店窓口において、帰りの乗船手続きの際、必要事項を記入した本書を提出してください。  
 ※申請書は記入漏れの無いようご注意ください。また、虚偽記載が発覚した場合は不正行為として交付済み商品券の額面をお客様へ請求させていただきます。

乗用車歓迎キャンペーン商品券発行規約

- 乗用車歓迎キャンペーン商品券(以下、「商品券」という。)は平成30年度奥尻町乗用車歓迎キャンペーン取扱登録店(以下、「取扱登録店」という。)にて利用できます。
- 商品券の換金行為を禁じます。
- 商品券の盗難、紛失、滅失等に対し奥尻島観光協会は一切の責任は負いません。
- 商品券の第三者への譲渡は禁じます。
- 有効期限を経過した商品券は無効となります。
- 商品券でお買い物の際、釣りは支払われません。
- 次の物品・サービス等の提供は商品券の利用対象外とします。
  - 土地、家屋、不動産、車両等に関わる支払い
  - 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等に関わる支払い
  - 出資や公共料金等の支払い(税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金)
  - 病院代、保険調剤、土業の支払い
  - 遊戯(パチンコ等)に係る支払い
  - 商品券の交換又は売買
  - 宿泊料金の支払い及び宿泊施設での飲食費の支払い
  - その他、観光協会長の定めたもの
- 虚偽記載など不正が発覚した場合には利用者に対し換金済み商品券と同等金額の返還請求等の措置を行ないますのでご注意ください。



キャンペーンご利用のお客様へお願い  
 お車は上図に従い、いずれかの一般駐車場へ駐車してください。  
**観光送迎車の待機場所は大変混雑しますので進入はお控えください。**

商品券発行申請は観光案内所にて受付いたしますので、徒歩でお越しください。  
 商品券発行申請に必要なものは次の通りです。  
 交付申請書(自署済み)、車両航走券(往路)、同乗者の乗船券

奥尻島観光案内所 電話 01397-2-3456  
 営業時間 8:30 ~ 17:00 (5/1 ~ 11/15 まで無休)